

監査公表第15号（平成24年3月2日、福岡県公報第3370号登載）

[新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（平成23年度）]

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：新社会推進部の出先機関3機関、保健医療介護部の出先機関12機関及び福祉労働部の出先機関22機関
- (2) 監査対象期間：新社会推進部及び福祉労働部の出先機関
平成22年9月1日～平成23年8月31日（12か月間）
保健医療介護部の出先機関
平成22年10月1日～平成23年8月31日（11か月間）
- (3) 監査実施期間：平成23年10月4日～平成23年12月22日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

	監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
推 新 進 社 部 会	ア ジ ア 文 化 交 流 セ ン タ ー	平成23年10月12日～平成23年10月13日
	女 性 相 談 所	平成23年10月6日
	パ ス ポ ー ト セ ン タ ー	平成23年10月26日
保 健 医 療 介 護 部	筑 紫 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成23年12月6日～平成23年12月8日
	粕 屋 保 健 福 祉 事 務 所	平成23年11月8日～平成23年11月10日
	糸 島 保 健 福 祉 事 務 所	平成23年11月24日～平成23年11月25日
	宗 像 ・ 遠 賀 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成23年12月13日～平成23年12月15日
	嘉 穂 ・ 鞍 手 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成23年11月15日～平成23年11月17日
	田 川 保 健 福 祉 事 務 所	平成23年11月29日～平成23年12月2日
	北 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成23年11月21日～平成23年11月22日
	南 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成23年12月20日～平成23年12月22日
	京 築 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成23年12月6日～平成23年12月9日
	保 健 環 境 研 究 所	平成23年12月20日～平成23年12月22日
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	平成23年11月24日～平成23年11月25日
食 肉 衛 生 検 査 所	平成23年10月25日	
福 祉 労 働 部	福 岡 児 童 相 談 所	平成23年10月26日～平成23年10月27日
	久 留 米 児 童 相 談 所	平成23年10月19日～平成23年10月20日
	田 川 児 童 相 談 所	平成23年10月17日～平成23年10月18日
	大 牟 田 児 童 相 談 所	平成23年10月17日～平成23年10月18日
	宗 像 児 童 相 談 所	平成23年10月19日～平成23年10月20日
	京 築 児 童 相 談 所	平成23年10月25日

	監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福 社 労 働 部	福 岡 学 園	平成23年10月 4日～平成23年10月 6日
	筑 後 い ず み 園	平成23年10月24日～平成23年10月25日
	障 害 者 更 生 相 談 所	平成23年10月26日～平成23年10月27日
	粕 屋 新 光 園	平成23年10月25日
	福 岡 労 働 者 支 援 事 務 所	平成23年10月20日
	北 九 州 労 働 者 支 援 事 務 所	平成23年10月24日
	筑 後 労 働 者 支 援 事 務 所	平成23年10月25日
	筑 豊 労 働 者 支 援 事 務 所	平成23年10月19日
	福 岡 高 等 技 術 専 門 校	平成23年10月24日～平成23年10月25日
	戸 畑 高 等 技 術 専 門 校	平成23年10月12日～平成23年10月13日
	小 竹 高 等 技 術 専 門 校	平成23年10月17日～平成23年10月18日
	久 留 米 高 等 技 術 専 門 校	平成23年10月26日
	大 牟 田 高 等 技 術 専 門 校	平成23年10月26日
	田 川 高 等 技 術 専 門 校	平成23年10月 4日～平成23年10月 5日
	小 倉 高 等 技 術 専 門 校	平成23年10月26日
	福 岡 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校	平成23年10月 4日～平成23年10月 6日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、扶助費の執行状況及び生活保護費の支給状況について、重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

保健使用料、保健手数料、環境手数料、生活労働使用料、生活労働手数料等の調定及び収入事務

弁償金、生活保護費返還金等の調定、収入、債権管理の状況及び不納欠損事務

イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務

ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

エ 契約

契約の締結及び履行確認事務

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

カ 物品

- 取得、管理及び処分の状況
- キ 債権
 - 債権管理の状況
- ク 生活保護費
 - 生活保護費の支給状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 扶助費(生活保護費を除く)の執行状況

(ア) 監査対象機関

女性相談所、保健福祉環境事務所(6 機関)、保健福祉事務所(3 機関)、児童相談所(5 機関)、福岡学園、筑後いずみ園 計 17 機関

(イ) 監査の視点

- ・ 扶助費の執行が、関係法令に基づいて行われているか
- ・ 支出内容及び支出額が、適正に執行されているか
- ・ 履行確認等が、適切に行われているか

イ 生活保護費の支給状況

(ア) 監査対象機関

保健福祉環境事務所(6 機関)及び保健福祉事務所(2 機関) 計 8 機関

(イ) 監査の視点

- ・ 保護基準どおり支給されているか
- ・ 就労収入、不就労収入の認定は、適正に行われているか
- ・ 就労収入に対する控除の認定は、適正に行われているか

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 注意事項

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

部局名	区分	件数	内容
保健医療 介護部	支出	2	生活保護費の支給において、基準生活費の認定誤りにより支給不足となっていた。 1件 18,765円
			生活保護費の支給において、新規就労控除の適用誤りにより支給過となっていた。 1件 10,300円

2 重点事項

(1) 扶助費(生活保護費を除く)の執行について

扶助費(生活保護費を除く)は監査対象機関 37 機関のうち 19 機関で、措置費、給付金及び施設運営費等に区分されて執行されており、このうち 17 機関での監査対象期間における執行額 404,152,825 円のうち 298,661,792 円(73.9%)を抽出して次のとおり調査を行った。

ア 扶助費の執行が、関係法令に基づいて行われているか

法の規定に定められた対象者の要件具備の確認及び各施設からの請求書及び添付書類

等が施設の定められた基準額となっているかについて関係書類を調査した結果、適正に執行されていた。

イ 支出内容及び支出額が、適正に執行されているか

給付対象者の受給資格、所得状況、資格の喪失処理等、支払い状況について各要綱等に定められた必要書類の確認を行い、支出内容及び支出額が、適正に執行されているか調査した結果、適正に執行されていた。

ウ 履行確認等が、適切に行われているか

支出負担行為の整理時期、支払先、支出の額及び履行確認の状況等について、支出負担行為決議書、支出命令書、検査調書等を調査した。

その結果、一部の事務処理において改善を要するものの、その他は適切に行われていた。

扶助費の執行においては、関係法令を遵守すると共に、今後とも引き続き、財務会計の適正な執行に努めることが望まれる。

(2) 生活保護費の支給状況について

今回の監査において、被保護世帯数 14,646 世帯のうち 586 世帯 (4.0%) を抽出して、収入認定や各種扶助費の認定について、保護決定調書、生活保護費支給実績表等をもとに監査の視点に基づき調査を行った。

ア 保護基準どおり支給されているか

保護の基準については、居宅(年齢、世帯人数)、住所(1~3級地)、入院患者等、母子及び障害者等の加算、教育扶助、住宅扶助、出産扶助等について、各世帯の状況に応じた基準額を算定して支給額が決定されることから、新規開始時の各種調査結果、入退院時の基準額の変更、住居移転における住宅扶助額の変更や各種加算が保護基準に基づき決定されているか関係書類を調査した。

その結果、基準生活費の認定誤りによる支給不足となっているもの 1 件 18,765 円や一部事務処理上の誤りが見受けられたが、その他は適正に執行されていた。

イ 就労収入(就労収入の控除を含む)、不就労収入の認定は、適正に行われているか

就労収入には、勤労収入、農業収入及び自営収入等があり、不就労収入には、年金、仕送り、地代及び家賃等がある。

被保護者から提出される収入状況申告書の記載内容及び給与支給明細書等に基づき適正に認定されているかについて関係書類を調査した。

また、就労収入に対する控除については、基礎控除、特別控除、新規就労控除、未成年者控除等があり、それぞれの控除額を除いた額を収入認定することとなっている。

関係書類を調査した結果、新規就労控除の適用誤りにより支給過となっているもの 1 件 10,300 円や、一部事務処理上の誤りが見受けられたが、その他は適正に執行されていた。

生活保護費の支給事務については、原因を分析し、改善に向けた実効性のある対策を早急に講じて、支給誤りの防止に努めるよう要望していたところであり、今年度の監査にお

いては改善の努力が見受けられた。

社会情勢の変化により保護世帯は増加傾向にあるが、引き続き、適正な生活保護行政の推進に努めることが望まれる。